

傍 聴 要 領

古賀市介護保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 協議会の傍聴を希望する人は、受付において傍聴人受付簿に住所・氏名を記入し、傍聴券の交付を受けてください。
- (2) 傍聴券は、協議会当日受付で交付します。
- (3) 退場するときは、傍聴券を返還してください。

2 傍聴席以外の入場禁止

傍聴人は、傍聴席以外には入ることができません。

3 傍聴席に入ることができない人

次の各号に該当する人は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている人
- (2) 酒気を帯びていると認められる人
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等により議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている人
- (4) その他古賀市介護保険運営協議会会長（以下「会長」という。）が、職務執行上支障があると認める人

4 協議会を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 協議会開催中は、静粛に傍聴することとし、言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等これらに類するものは、使用できないよう電源を切っておくこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) はちまき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、協議会の支障となる行為をしないこと。

5 写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において会長の許可無く写真撮影、録画、録音等を行うことはできません。

6 傍聴人の退場

傍聴人は、地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に係る事項の協議等、協議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場してください。

7 係員の指示

傍聴人は、協議会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴人が上記の事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができます。